**館山市教育委員会の後援（共催）の申請に関わる手引き**

　　　　担当課名：館山市教育委員会教育総務課

　　　　電　　話：0470(22)3685

１　申請が認められる団体は

　　官公庁，社会・学校教育団体及び公共・福祉団体です。

２　後援（共催）が認められるのは

　　その事業が，公益上必要で教育施策の推進上有益と認められる場合です。

　　次に該当する場合は後援（共催）を認めません。

(1)　営利的団体・宗教的団体・政治的団体

(2)　公の秩序・風俗をみだすおそれのある場合

(3)　その他教育委員会が不適当と認めた場合

３　教育委員会が後援（共催）できる範囲は

1. 共催は，事業の企画又は運営に参加し，共同主催者としての責任の一部を負担すること。
2. 後援は，事業の趣旨に賛同し，その開催に名目的に参加すること。

　　財政的又は行事中の事故については申請者の責任となります。

４　申請の手続きは

　　申請用紙に必要事項を記入し，添付書類を添えて，事業実施日１ヶ月前までに提出

　してください。

５　申請・問い合せ窓口

|  |  |
| --- | --- |
| ■生涯学習関係 | 生涯学習課　社教文化係  （℡0470-23-3698館山市コミュニティセンター１階） |
| ■スポーツ関係 | スポーツ課（℡0470-22-3696　館山市役所本館３階） |
| ■学校教育関係 | 教育総務課　学校教育係（℡0470-22-3694　　　　〃　　　） |
| ■その他 | 教育総務課　教育総務係（℡0470-22-3685　　　　〃　　　） |